

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 市内の公共空間における受動喫煙防止について

資料1 市内の公共空間における受動喫煙防止について

資料2 平成31年度・令和元年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表

資料3 路上喫煙通行量調査集計（平日午前8時から9時）

資料4 陳情の要旨に対する本市の考え方

参考資料1 改正健康増進法の体系

参考資料2 川崎市路上喫煙の防止に関する条例

参考資料3 川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

令和元年7月25日

健康福祉局

市内の公共空間における受動喫煙防止について

1 公共空間(屋外)における喫煙について

(1) 改正健康増進法等

- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた改正健康増進法が平成30年7月に成立・公布され、令和2年4月1日の全面施行に向けて、段階的に施行されています。
- 本改正法において、「何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」ことが規定されており、屋外や家庭などにおいても、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするなど、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮しなければならないことが規定されました。
- 現行の「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」においては、屋外における喫煙の規定がありません。

(2) 世田谷区の状況

区民アンケート調査※等の検討を経て、平成30年4月に、それまでの「まちの環境美化」及び「歩きタバコをしない努力義務」等について規定していた条例を改正し、平成30年10月から区内全域の道路・公園が喫煙禁止と規定されました。※平成29年4月6日～5月22日の間、20歳以上の一般区民4,000人を対象に実施。回収数は1,499枚(回収率37.4%)

2 川崎市路上喫煙の防止に関する条例について

(1) 条例の概要

ア 沿革

川崎市では、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、安全・安心なまちづくりを推進してきました。

条例では、特に路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、路上喫煙防止に取り組んでいます。

イ 目的

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的としています。(条例第1条)

ウ 条例の規制対象となる路上喫煙の定義

駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、タバコを吸うこと及び火の付いたタバコを持つことをいいます。(条例第2条)

エ 規制の内容

- 市内全域 : 路上喫煙をしないよう努めるものとしています。(条例第5条)
 - 重点区域内: 市民等は、重点区域においては市長が定める場所(指定喫煙場所)を除き路上喫煙をしてはならないものとしています。(条例第8条)
- また、違反した者は、過料(2,000円)に処することとしています。(条例第10条及び条例施行規則第6条)

(2) 条例制定及び制定後の経過

- 平成18年 4月: 川崎市路上喫煙の防止に関する条例及び施行規則施行
- 平成18年 6月: 重点区域として、川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼駅及び新百合ヶ丘駅周辺を指定
- 平成18年10月: 罰則規定施行 過料2,000円
- 平成22年12月: 重点区域として、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を指定
- 平成26年 3月: 武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更(拡大)
- 平成27年 4月: 重点区域として、新川崎・鹿島田駅周辺を指定
- 平成29年 1月: 武蔵溝ノ口駅周辺の重点区域を変更(拡大)
- 平成30年 3月: 川崎駅周辺の重点区域を変更(拡大)

(3) 重点区域について

ア 重点区域指定の考え方

路上喫煙対策と散乱防止対策の事業を連携して進めるため「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」における重点区域と同じ区域を指定しております。散乱防止の重点区域指定の基準として、「散乱防止重点区域の指定等に関する要綱」において、都市計画マスタープラン等の地域拠点の中で、駅前広場や駅周辺の整備状況等を検討し、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しています。

イ 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外(市内全域)への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高いと考えています。

ウ 罰則の適用

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの遵守は不可欠です。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を重点区域内に限定したうえで罰則を適用しています。

※市内の重点区域(計7地区を指定)

川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺

3 路上喫煙防止に向けた取組について

- 路上喫煙防止対策指導員による巡回指導(非常勤嘱託員17名(客引き行為等防止対策も兼務)により、週5日、重点区域を中心に6:30～22:00の間で巡回)
- 啓発キャンペーン活動(ポイ捨てと連携し、重点区域内の駅を中心に、毎月各区の様々な駅にて実施)
- 路面標示、のぼり旗・電柱幕の設置
- 各種広報の実施(ポスター掲示、市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報等)

<電柱幕・のぼり旗イメージ>



<路面表示イメージ>



<ポスターイメージ>



<啓発物品イメージ>



表1) 路上喫煙防止対策指導員による注意・指導及び罰則適用実績

	注意・指導数	喫煙中止数	罰則適用	割合(中止数)
26年度	10,644	10,637	7	99.93%
27年度	11,322	11,316	6	99.95%
28年度	8,735	8,729	5	99.93%
29年度	8,531	8,524	0	99.91%
30年度	7,750	7,747	3	99.96%

表2) 通行人に占める喫煙者率(重点区域内)

	通行者数	喫煙者数	喫煙者率
H26.4	12,282	9	0.07%
H27.4	15,094	9	0.06%
H28.4	14,222	6	0.04%
H29.4	14,027	6	0.04%
H30.4	13,787	5	0.04%

【参考1】相模原市における重点禁止地区及び禁止地区

重点禁止地区: 市内3鉄道駅周辺(橋本駅、相模原駅、相模大野駅) ※罰則適用有
禁止地区: 市内13鉄道駅周辺(矢部駅、淵野辺駅、古淵駅、南橋本駅、上溝駅、番田駅、原麻麻駅、下溝駅、相武台下駅、相模湖駅、藤野駅、小田急相模原駅、東林間駅)及び市内16鉄道駅から半径500m以内に立地する保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の外周道路

【参考2】千代田区及び他政令指定都市における地域による取組

千代田区: 「千代田区生活環境条例啓発員設置要綱」に基づき、地域団体から推薦された者に委嘱し、啓発活動を実施
さいたま市: 啓発モデル地区(2か所)を設定し、地域団体と協定を結び啓発活動を実施
大阪市: たばこ市民マナー向上エリア制度として、地域団体と協定を結び啓発活動を実施
北九州市: 迷惑行為啓発推進地区(7か所)を設定し、地域団体から推薦された者に委嘱し、啓発活動を実施

【参考3】他政令指定都市における民間委託による取組

横浜市、神戸市、岡山市において、民間委託により巡回及び啓発活動を実施

平成31年度・令和元年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表

資料 2

4月		5月		6月(ごみ0キャンペーン)		7月		8月		9月		
日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	
川崎区	1日(月)	JR川崎駅北口	20日(月)	京急川崎駅前	30日(木)	JR川崎駅東口	1日(月)	JR川崎駅北口	5日(月)	京急川崎駅前	2日(月)	JR川崎駅東口
幸区	25日(木)	鹿島田駅前	9日(木)	新川崎駅前	30日(木)	川崎駅西口	4日(木)	尻手駅前	1日(木)	鹿島田駅前	5日(木)	新川崎駅前
中原区	4日(木)	武蔵中原駅	9日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)	30日(木)	武蔵小杉駅(東急東横線東口)	4日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)	1日(木)	武蔵新城駅	5日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)
高津区	2日(火)	溝口(北・西口)	7日(火)	溝口(南口)	30日(木)	溝口(北・西口)	2日(火)	溝口(南口)	6日(火)	溝口(北・西口)	3日(火)	溝口(南口)
宮前区	3日(水)	宮前平駅	8日(水)	宮崎台駅	30日(木)	鷺沼駅	3日(水)	鷺沼駅	7日(水)	宮前平駅	4日(水)	鷺沼駅
多摩区	2日(火)	向ヶ丘遊園駅	9日(木)	中野島駅	30日(木)	登戸駅	2日(火)	向ヶ丘遊園駅	6日(火)	稲田堤駅	3日(火)	登戸駅
麻生区	1日(月)	新百合ヶ丘駅	13日(月)	新百合ヶ丘駅	30日(木)	新百合ヶ丘駅	1日(月)	新百合ヶ丘駅	5日(月)	新百合ヶ丘駅	2日(月)	新百合ヶ丘駅
10月(統一美化活動)		11月		12月		1月		2月		3月		
日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	日・曜日	実施場所	
川崎区	29日(日)	JR川崎駅東口	11日(月)	JR川崎駅北口	2日(月)	京急川崎駅前	6日(月)	JR川崎駅東口	3日(月)	JR川崎駅北口	2日(月)	京急川崎駅前
幸区	29日(日)	川崎駅西口	7日(木)	矢向駅前	5日(木)	川崎駅西口	9日(木)	鹿島田駅前	6日(木)	新川崎駅前	5日(木)	川崎駅西口
中原区	29日(日)	武蔵小杉駅(北口)	7日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)	5日(木)	平間駅	9日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)	6日(木)	元住吉駅	5日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)
高津区	29日(日)	溝口(北・西口)	5日(火)	溝口(南口)	3日(火)	溝口(北・西口)	7日(火)	溝口(南口)	4日(火)	溝口(北・西口)	3日(火)	溝口(南口)
宮前区	29日(日)	鷺沼駅	6日(水)	宮崎台駅	4日(水)	鷺沼駅	8日(水)	鷺沼駅	5日(水)	鷺沼駅	4日(水)	宮崎台駅
多摩区	27日(金)	向ヶ丘遊園駅	5日(火)	中野島駅	3日(火)	登戸駅	7日(火)	向ヶ丘遊園駅	4日(火)	生田駅	3日(火)	登戸駅
麻生区	27日(金)	新百合ヶ丘駅	11日(月)	新百合ヶ丘駅	2日(月)	新百合ヶ丘駅	6日(月)	新百合ヶ丘駅	3日(月)	新百合ヶ丘駅	2日(月)	新百合ヶ丘駅

路上喫煙通行量調査集計（平日午前8時から9時）

資料 3

○ 調査地点

区名	重点区域名	調査場所	
川崎区	川崎駅周辺（東口）	川崎区砂子	横浜銀行付近（JR川崎駅方向から市役所方向）
幸区	川崎駅周辺（西口）	幸区大宮町	川崎駅西口信号手前ラゾーナ側（JR川崎駅方向から大宮町方向）H18.4・H19.4
		幸区堀川町	川崎駅西口バスターミナル前（JR川崎駅方向から産業振興会館方向）H20.4～
		幸区堀川町	川崎駅西口バスターミナル北東側交差点 ラゾーナ川崎レジデンス前（JR川崎駅方向から産業振興会館方向）H30.4～
	新川崎駅・鹿島田駅周辺	幸区鹿島田	セブンイレブン前（新川崎駅・鹿島田駅間）H27.4～
中原区	武蔵小杉駅周辺	中原区小杉町	三菱東京UFJ銀行前（JR小杉駅方向からタワープレイス方向）
高津区	武蔵溝ノ口駅周辺	高津区溝ノ口	キラリデッキ上（JR武蔵溝ノ口駅方向から丸井方向）
宮前区	鷺沼駅周辺	宮前区鷺沼	駅前広場LITTLEMERMAID前（鷺沼駅方向から東急ストア方向：相互）
多摩区	登戸・向ヶ丘遊園駅付近	多摩区登戸	三井生命登戸ビル前（JR登戸方向から向ヶ丘遊園駅方向）
麻生区	新百合ヶ丘駅周辺	麻生区新百合ヶ丘	デッキ上イトーヨーカドー前（新百合ヶ丘駅方向から川崎西合同庁舎方向）

○ 調査結果

	全通行人数									うち喫煙者数									喫煙者率
	川崎駅 （東口）	川崎駅 （西口）	新川崎・鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノ口駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	川崎駅 （東口）	川崎駅 （西口）	新川崎・鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノ口駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	
条例施行前 H18.03	2,259								2,259	97								97	4.29
H18.04	2,287	420		2,348	2,033	1,699	311	932	10,030	35	18		37	25	24	21	18	178	1.77
H19.04	2,207	314		2,948	2,128	1,437	321	706	10,061	14	7		2	2	5	10	5	45	0.45
H20.04	1,995	2,420		3,237	1,486	1,584	308	711	11,741	5	1		7	0	3	13	0	29	0.25
H21.04	2,160	1,913		4,065	2,494	1,685	270	821	13,408	17	0		4	0	3	5	3	32	0.24
H22.04	2,166	1,908		3,564	2,586	1,700	252	901	13,077	5	0		6	0	2	7	1	21	0.16
H23.04	1,765	1,816		2,238	2,048	1,954	469	841	11,131	5	0		8	1	1	3	0	18	0.16
H24.04	1,988	1,797		2,711	2,107	1,908	331	1,092	11,934	7	1		3	0	1	0	0	12	0.10
H25.04	1,624	1,666		2,706	2,491	1,839	428	897	11,651	1	1		4	0	1	1	0	8	0.07
H26.04	1,664	2,514		2,587	2,284	1,899	403	931	12,282	2	0		6	0	0	1	0	9	0.07
H27.04	1,803	4,485	811	2,560	2,182	1,899	364	990	15,094	2	0	0	4	1	0	2	0	9	0.06
H28.04	1,357	4,113	808	2,592	2,001	1,929	444	978	14,222	2	0	2	1	0	0	1	0	6	0.04
H29.04	1,774	3,826	734	2,604	1,879	1,849	397	964	14,027	3	0	1	1	0	1	0	0	6	0.04
H30.04	1,564	4,130	649	2,352	2,092	1,745	396	859	13,787	1	0	0	2	1	0	1	0	5	0.04

陳情の要旨に対する本市の考え方

陳情の要旨		本市の考え方
1 川崎市たばこ規則の制定に向けたアンケートの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の喫煙については「改正健康増進法」、また「川崎市路上喫煙防止に関する条例」において一定程度規定されているところですので、規則の制定を目的としたアンケートの実施は予定していませんが、より一層、喫煙する際のマナーなどに関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。
2 保育園・学校等の周辺(半径500m)に準重点区域などを設定	喫煙禁止区域の指定について	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの火から市民等の身体及び財産の安全の確保を図ることを目的として路上喫煙防止条例を制定し、特に人通りの多い主要駅周辺を中心とする7つの地域を重点区域に指定して、路上での喫煙を禁止するとともに、過料の徴収を伴う罰則を設けています。 ・重点区域においては喫煙を禁止する一方、喫煙自体は違法ではありませんので、重点区域内での路上喫煙を防ぐ目的で、一定の場所に喫煙者を誘導する指定喫煙場所を設けるとともに、併せて条例の実効性を確保するために、指導員による巡回指導を実施しています。 ・市内の保育園や学校周辺を喫煙禁止区域に指定することについては、路上喫煙防止条例の目的である「たばこの火から市民等の身体及び財産の安全の確保を図る」という観点から、通行量等を勘案し、また、新たに禁止区域を指定することで、指定喫煙場所の適地を確保することについての検討も必要となります。併せて、巡回指導等を実施する指導員の拡充をはじめとする実効性を確保するための取組も求められるところです。 ・こうしたことを鑑み、路上喫煙防止条例の枠組での保育園・学校の周辺等を、新たな喫煙禁止区域として設定することは難しいと考えています。
	地域の方による喫煙者に対する注意・指導について	<ul style="list-style-type: none"> ・指導等の実施時におけるトラブル等の発生を想定し、一定の対人能力や危機対処能力及び経験を有する警察OBを指導員として採用し、2人以上の班により巡回を実施しているところであり、地域の方がトラブルに巻き込まれる可能性も想定されることから、制度の導入は難しいと考えています。
	保育園・学校等の周辺における対策強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・重点区域以外の地域においても、指導員の巡回や啓発キャンペーン及び啓発物の掲出等を実施しています。 ・路上喫煙者が多く見られるとの意見のある地域については、電柱幕の掲示を行うことにより個別に対応しているところであり、今後も要望に対して柔軟に対応していきたいと考えています。
3 市内の路上喫煙に関するポスターの質向上		<ul style="list-style-type: none"> ・耐水性については、用紙の変更やラミネート加工により向上させることができると考えています。 ・視認性については、まちの景観に配慮した色調の範囲内で、より目立つデザインへの変更等について検討を進めていきたいと考えています。

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

・学校、児童福祉施設
・病院、診療所
・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

・事務所
・工場
・ホテル、旅館
・飲食店
・旅客運送用事業船舶、鉄道

・国会、裁判所
等

第二種施設

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

・個人又は中小企業が経営
・客席面積100㎡以下

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
②客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

・喫煙を主目的とするバー、スナック等
・店内で喫煙可能なたばこ販売店 公共喫煙所

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

○川崎市路上喫煙の防止に関する条例

平成17年12月22日条例第95号

川崎市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、川崎市駅前広場占用条例（昭和38年川崎市条例第20号）第3条に規定する駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に係る意識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域)

第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(重点区域における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条、次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

○川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

平成18年3月31日規則第32号

改正

平成20年3月31日規則第16号

平成28年3月31日規則第12号

川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市条例第95号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(標識の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、重点区域内に標識を設置するものとする。

(重点区域の指定等に係る告示)

第3条 条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の効力が生ずる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日

(路上喫煙防止指導員)

第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証（第1号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第10条の規定により過料を科すときは、告知書・弁明書（第2号様式）により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第6条 市長は、条例第10条の規定により過料を科する場合には、過料決定書(第3号様式)を交付するものとする。

2 条例第10条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(委任)

第7条 この規則の実施のため必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

(表)

6.5 cm	路上喫煙防止指導員証		第 号
	写真	氏 名 生年月日	
上記の者は、川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第4条第1項に規定する路上喫煙防止指導員であることを証明する。			
年 月 日			
川崎市長			印
9.5cm			

(裏)

川崎市路上喫煙の防止に関する条例(抜粋)
(路上喫煙防止重点区域)

第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。
(重点区域における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。
(罰則)

第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。
川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則(抜粋)
(路上喫煙防止指導員)

第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第2号様式

	第 年	月	号 日
住所 氏名	告知書・弁明書 様		
	川崎市長		印
<p>あなたが行った、次の行為は、川崎市路上喫煙の防止に関する条例(平成17年川崎市条例第95号。以下「条例」という。)第8条及び第10条の規定により過料処分の対象となります。</p> <p>また、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。</p>			
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ		
場 所	川崎市 区		
内 容	路上喫煙防止重点区域における路上喫煙(条例第8条違反)		
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出		
弁明書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日()		
年 月 日			
<p>(あて先)川崎市長</p> <p>以下のとおり、弁明書を提出します。</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>弁明の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><input type="checkbox"/> 弁明書の提出期限までに弁明書を提出します。</p>			

- 注1 弁明書は次の事項を記載した書面により提出してください。(1)提出される方の氏名及び住所 (2) 弁明に係る件名(不利益処分の内容など) (3)当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第3号様式

	第 年	月	号 日
過料決定書			
住所 氏名	様		
過料	円		
適用条項	川崎市路上喫煙の防止に関する条例第10条		
処分事由			
路上喫煙防止重点区域における路上喫煙(条例第8条違反)			
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
場 所	川崎市 区		
上記のとおり、過料に処します。			
川崎市長			印
この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。			